

社会福祉法人愛寿会 次世代育成支援行動計画

〈次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主計画〉

1. 目的

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、この行動計画を策定するものである。

2. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。

3. 計画の推進体制

令和2年4月1日付を以て、法人事務局に次世代育成支援担当を設け職員に対する啓発、意識調査その他必要な事務を担当させる。

4. 計画の内容

(1) 育児休業に関する制度の周知及び育児休業の取得促進

女性職員・・・該当職員の80%以上の取得を目指す

男性職員・・・該当職員のうち2名以上の取得を目指す

(2) 育児等による就労環境の整備

妊娠や育児及び子の看護等による職員の申し出により、就業時間等を考慮した就労環境の整備に努める。

(3) 年次有給休暇の取得促進

全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間5日以上とし、さらなる取得促進に努める。